

○ 港湾法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定運営事業の認定に係る申請手続） 第十五条の六 法第五十条の四第一項の特定港湾管理者の認定を受けようとする者（以下この条から第十五条の八までにおいて「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した第五号の三様式による申請書を特定港湾管理者に提出するものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 法第五十五条第一項又は第四項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>九 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十五条第一項又は第四項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合には、貸付けを希望する特定国際コンテナ埠頭の位置を表示した縮尺五万分の一以上の平面図及び当該特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の位置を表示した縮尺一万分の一以上の平面図</p> <p>四 （略）</p> <p>（法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める港湾施設） 第十七条の二 法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める港湾施設</p>	<p>（特定運営事業の認定に係る申請手続） 第十五条の六 法第五十条の四第一項の特定港湾管理者の認定を受けようとする者（以下この条から第十五条の八までにおいて「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した第五号の三様式による申請書を特定港湾管理者に提出するものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>九 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合には、貸付けを希望する特定国際コンテナ埠頭の位置を表示した縮尺五万分の一以上の平面図及び当該特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の位置を表示した縮尺一万分の一以上の平面図</p> <p>四 （略）</p>

は、岸壁その他の係留施設に附帯する次の各号に掲げる施設とする。

- 一 荷さばき施設
- 二 野積場
- 三 駐車場
- 四 旅客施設
- 五 前各号の施設の機能を確保するための護岸
- 六 船舶のための給水施設及び給油施設
- 七 港湾管理事務所
- 八 当該岸壁その他の係留施設及び前各号の施設の敷地
- 九 移動式施設

(特定埠頭の運営の事業の認定に係る申請手続)

第十七条の三 法第五十四条の三第一項の港湾管理者の認定を受けようとする者(以下この条から第十七条の五までにおいて「申請者」という。

)は、次に掲げる事項を記載した第五号の様式による申請書を港湾管理者に提出するものとする。

- 一 特定埠頭の運営の事業の名称
- 二 次に掲げる事項を記載した特定埠頭の運営の事業の計画
 - イ 特定埠頭の運営の事業の概要
 - ロ 特定埠頭の運営の実施時期
 - ハ 特定埠頭の位置
 - ニ 特定埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造
 - 三 特定埠頭の運営の実施が当該港湾の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
- 四 資金計画
- 五 貸付けを希望する特定埠頭を構成する港湾施設の一部を第三者に転貸することを希望するときは、その旨及び理由

六 その他特定埠頭の運営の事業の実施に関し必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員又は社員の履歴書

ハ 株式会社にあつては、発行済株式の総数の五パーセント以上の株式を所有する株主の名簿

ニ 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

ホ 組織を明らかにする書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の履歴書

ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

ニ 組織を明らかにする書類

三 貸付けを希望する特定埠頭の総体の位置を表示した縮尺五万分の以上の平面図及び当該特定埠頭を構成する港湾施設の位置を表示した縮尺一万分の一以上の平面図

四 特定埠頭の運営の事業の遂行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

五 貸付けを希望する特定埠頭を構成する港湾施設の一部を第三者に転貸することを希望するときは、転貸を受ける者の概要を記載した書類

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

(法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件)

第十七条の四 法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 特定埠頭の運営の事業が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ コンテナ船により運送されるコンテナ貨物を取り扱う特定埠頭を運営する事業であつて、当該コンテナ船を係留するための岸壁その他の係留施設（水深が七・五メートル以上のものに限り。）及びこれに連続する岸壁その他の係留施設（水深が五・五メートルを超えるものに限り。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びにこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの。
 - ロ ロールオン・ロールオフ船により運送される貨物を取り扱う特定埠頭を運営する事業であつて、当該ロールオン・ロールオフ船を係留するための岸壁その他の係留施設（水深が七・五メートル以上のものに限り。）及びこれに連続する岸壁その他の係留施設（水深が五・五メートルを超えるものに限り。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びにこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの。
 - ハ 自動車航送船により運送される自動車又は旅客を取り扱う特定埠頭を運営する事業であつて、当該自動車航送船を係留するための岸壁その他の係留施設（水深が七・五メートル以上のものに限り。）及びこれに連続する岸壁その他の係留施設（水深が五・五メートルを超えるものに限り。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びにこれらに附帯する駐車場又は旅客施設の一体的な運営を含むもの。
 - ニ 特定埠頭の運営の事業が当該港湾の効率的な運営に特に資するものであり、かつ、当該港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。
 - 三 特定埠頭の運営の事業に係る資金計画が当該事業を適正かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 申請者が、特定埠頭の運営の事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(法第五十四条の三第四項の公正な手続を確保するための措置)

第十七条の五 港湾管理者は、法第五十四条の三第二項の認定をするに当たつては、当該認定の申請の内容を二週間公衆の縦覧に供しなければならぬ。

2 港湾管理者は、前項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

3 港湾管理者は、第一項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項（公表することが不適切であると港湾管理者が認めるものを除く。）を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称

二 第十七条の三第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項の概要

三 意見書の提出方法、提出期限及び提出先

四 前三号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める事項

4 第一項の規定により縦覧に供された認定の申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、港湾管理者に意見書を提出することができる。

(法第五十四条の三第五項の国土交通省令で定める事項)

第十七条の六 法第五十四条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十七条の三第一項第一号、第二号ロからニまで、第三号及び第五号に掲げる事項の概要
- 二 前条第四項の規定により提出された意見書の処理の経過
- 三 当該認定を受けた者（次条において「事業者」という。）の認定理由
- 四 前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める事項

（特定埠頭の貸付契約の内容）

第十七条の七 港湾管理者は、法第五十四条の三第六項の規定により事業者が特定埠頭を構成する港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

- 一 港湾管理者は、事業者が法第五十四条の三第十一項の取消しを受けるときは、当該貸付契約を解除するものとする。
- 二 港湾管理者は、事業者が法第五十四条の三第一項に規定する要件を欠くに至つたとき、事業者が法令若しくは当該貸付契約に違反したとき又は特定埠頭の運営の事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができるものとする。
- 三 港湾管理者は、特定埠頭の運営の事業の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な限度において、事業者に対し、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができ、事業者はこれに応じなければならないものとする。
- 四 事業者は、貸し付けられた港湾施設に関し、これを第三者に転貸し、及びこれに係る賃借権を譲渡してはならないこと。ただし、事業者が、貸し付けられた港湾施設の一部について、当該港湾施設の本来の用途又は目的を妨げない限度において、これを第三者に転貸することについて港湾管理者の承諾を得たときは、この限りではないこと。

五 事業者は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、港湾管理者の承諾を得なければならないものとする。

六 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、港湾管理者が貸し付けられた港湾施設を事業者以外者の利用に供すべきことを事業者に指示したときは、事業者はその利用を受忍しなければならないものとする。

(港湾計画の軽易な変更の特例)

第十七条の八 法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る港湾計画の変更についての第一条の六第五号の規定の適用については、同号中「含む。」とあるのは、「含み、法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る特定埠頭を構成するものを除く。」とする。

(法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項)

第十七条の九 (略)

(特定国際コンテナ埠頭の貸付契約の内容)

第十七条の十 法第五十五条第一項又は第四項の規定により特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者(以下「貸付者」という。)は、認定運営者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一〇六 (略)

(法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項)

第十七条の二 (略)

(特定国際コンテナ埠頭の貸付契約の内容)

第十七条の三 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者(以下「貸付者」という。)は、認定運営者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一〇六 (略)

(法第五十八條第三項の国土交通省令で定める事項)

第三十九條 法第五十八條第三項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該区域の位置及び面積
- 二 当該区域の公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第二項の竣功認可の告示がされた年月日
- 三 当該区域の公有水面埋立法第二十二條第二項の竣功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 四 当該区域の有効かつ適切な利用を促進する必要があると認められた理由
- 五 前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める事項

改正案	現行
<p>（令第十九条及び第二十条の国土交通省令で定める港湾の施設）</p> <p>第二十八条 令第十九条及び第二十条の国土交通省令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設（令第二十条の国土交通省令で定める港湾の施設にあつては、第七号を除く。）とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 当該港湾の港湾計画において、大規模地震対策施設（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第十六条の大規模地震対策施設をいう。以下同じ。）として定められておらず、かつ、当該港湾に關し定められている災害対策基本法第四十条の都道府県地域防災計画又は同法第四十二条の市町村地域防災計画において定められていない緑地及び広場</p> <p>（確認対象施設）</p> <p>第二十八条の二 法第五十六条の二の二第二項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 外郭施設</p> <p>二 次に掲げる係留施設</p> <p>イ 水深七・五メートル以上の係留施設</p> <p>ロ 危険物積載船（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十二條第二号の危険物積載船をいう。）、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）、又は自動車航送船を係留するための係留施設（貨物の積み込み若しくは取卸しをすることができるもの又は人が乗船し、若しくは下船することができるものに限る。）</p>	<p>（令第十九条及び第二十条の国土交通省令で定める港湾の施設）</p> <p>第二十八条 令第十九条及び第二十条の国土交通省令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設とする。</p> <p>一～六 （略）</p>

ハ レベル二地震動（技術基準対象施設を設置する地点において生じると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）への耐震性を有する係留施設

三 道路及び橋梁

四 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械（当該港湾の港湾計画において、大規模地震対策施設として定められているものに限る。）

五 廃棄物埋立護岸

六 海浜

七 緑地及び広場（当該港湾の港湾計画において、大規模地震対策施設として定められているものに限る。）

（確認の申請）

第二十八条の三 法第五十六条の二の二第二項の確認（以下「確認」という。）を受けようとする者は、確認申請書を国土交通大臣又は登録確認機関に提出しなければならない。

2 確認申請書は、第六号の様式によるものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 確認対象施設（確認を受けようとする技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の位置図

二 確認対象施設の諸元及び要求性能（技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。以下同じ。）を示す書類並びに主要寸法を示す図面

三 確認対象施設への作用及びその設定の根拠を記載した書類

四 前二号の照査方法を記載した書類

4 国土交通大臣又は登録確認機関は、前二項に規定するもののほか、確認のため必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

5 第一項又は前項の規定により国土交通大臣にする提出は、確認対象施設

設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長を経由して
するものとする。

(登録の申請)

第二十八条の四 法第五十六条の二の三(法第五十六条の二の四第二項に
おいて準用する場合を含む。)の規定による登録(以下「登録」という
。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交
通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代
表者の氏名
 - 二 確認業務を行おうとする事業場の名称及び所在地
 - 三 確認員の数
 - 四 第二号の事業場ごとの確認業務を行おうとする範囲
 - 五 確認業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 登録申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項
証明書、個人である場合には、住民票の写し(外国人にあつては、こ
れに準ずるもの。)
 - 二 確認員が法第五十六条の二の八第一項に規定する要件に適合する者
であることを証する書類及び確認員の住民票の写し(外国人にあつて
は、これに準ずるもの。)
 - 三 登録申請者が法第五十六条の二の三第二項第三号及び第三項各号に
該当しないことを信じさせるに足る書類

(登録確認機関登録簿の記載事項)

第二十八条の五 法第五十六条の二の三第四項第四号(法第五十六条の二
の四第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事

項は、次に掲げるものとする。

- 一 確認業務を行う事業場の名称
- 二 事業場ごとの確認業務を行う範囲
- 三 確認業務を開始しようとする年月日

(確認業務の実施方法)

第二十八条の六 法第五十六条の二の五第二項の国土交通省令で定める方法は、確認員が次に掲げる事項を確認することにより施設の性能を総合的に評価する手法を用いる方法とする。

- 一 確認対象施設への作用及びその設定の根拠が適切であること
- 二 確認対象施設の諸元が、前号の作用及び当該施設の要求性能に対して適切であること
- 三 前二号の照査の実施方法が適切であること

(確認証等の交付)

第二十八条の七 国土交通大臣又は登録確認機関は、確認対象施設が技術基準に適合すると確認したときは、確認証を確認の申請者に交付しなければならない。

2 国土交通大臣又は登録確認機関は、確認対象施設が技術基準に適合すると認められないときは、その旨及びその理由を記載した通知書を確認の申請者に交付しなければならない。

3 確認証及び通知書の様式は、それぞれ第六号の三様式及び第六号の四様式によるものとする。

(登録事項の変更の届出)

第二十八条の八 登録確認機関は、法第五十六条の二の六の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通

大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更を必要とする理由

(確認業務規程の認可の申請)

第二十八条の九 登録確認機関は、法第五十六条の二の七第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る確認業務規程を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 登録確認機関は、法第五十六条の二の七第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る確認業務規程（変更に係る部分に限る。）を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更を必要とする理由

(確認業務規程の記載事項)

第二十八条の十 法第五十六条の二の七第三項の国土交通省令で定める確認業務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 確認の申請の受理に関する事項
- 二 確認業務の料金に関する事項
- 三 確認業務の実施方法に関する事項
- 四 確認証及び通知書の交付に関する事項
- 五 確認業務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 確認業務に関する公正の確保に関する事項

- 七 確認業務に関する責任に関する事項
八 その他確認業務の実施に関し必要な事項

(確認員の学力)

第二十八条の十一 法第五十六条の二の八第一項の国土交通省令で定める者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学に相当する外国の学校において土木工学その他港湾の施設の建設に関して必要な課程を修めて卒業（大学院においては修了）した者とする。

(試験研究機関)

第二十八条の十二 法第五十六条の二の八第一項の国土交通省令で定める試験研究機関は、港湾の施設の性能を総合的に評価する手法に関する試験研究を行う機関とする。

(確認員の業務経験)

第二十八条の十三 法第五十六条の二の八第一項の国土交通省令で定める試験研究の業務は、港湾の施設の性能を総合的に評価する手法に関する学術上の論文の作成及びこれに付随する業務とする。

(確認員の選任の届出等)

第二十八条の十四 登録確認機関は、法第五十六条の二の八第二項前段の規定による届出をしようとするときは、確認員の氏名、生年月日及び経歴を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録確認機関は、確認員について前項の届出書に記載した内容に変更があつたとき、又は確認員を解任したときは、その日から十五日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 前二項の届出書には、選任した確認員が法第五十六条の二の八第一項

に規定する要件に適合する者であることを証する書類及び選任した確認員の住民票の写し（外国人にあつては、これに準ずるもの）を添付しなければならない。ただし、第二十八条の四第二項の規定により提出している書類の内容に変更がないときは、その旨を届出書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

（電磁的記録に記録された事項の表示方法）

第二十八条の十五 法第五十六条の二の十第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第二十八条の十六 法第五十六条の二の十第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録確認機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第二十八条の十七 登録確認機関は、法第五十六条の二の十一の規定によ

る許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする確認業務の範囲
- 二 確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 確認業務の全部又は一部を休止しようとする期間
- 四 確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(証明書の様式)

第二十八条の十八 法第五十六条の二の十四の規定による証明書は、第六号の様式によるものとする。

(帳簿の記載等)

第二十八条の十九 法第五十六条の二の十六の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 確認の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 確認の申請を受けた年月日
- 三 確認業務を実施した確認対象施設の名称、種類及び位置
- 四 確認業務を実施した年月日
- 五 確認業務を実施した確認員の氏名
- 六 確認業務を実施した確認対象施設の概要
- 七 その他必要な事項

2 登録確認機関は、確認業務を行う事業場ごとに前項に定める事項を記載した帳簿を備え、確認業務を実施した日から五年間保存しなければならない。

(確認業務の引継ぎ等)

第二十八条の二十 登録確認機関は、法第五十六条の二十九第二項に規

定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 確認業務を国土交通大臣に引き継ぐこと
- 二 確認業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

第六号様式（第十八条関係）

（用紙の寸法は、日本標準規格B8とする。）

（表）

第 号 身 分 証 明 書	写 真	住 所 名 氏 名 職 名	年 令
右は、港湾法第五十五条の二第一項の規定により港湾工事のた めの調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる 者であることを証する。			
交付年月日	有効期間	発行機関名	発行機関印

（表）

第 号 身 分 証 明 書	住 所 名 氏 名 職 名	年 令	
右は、港湾法第五十五条の二第一項の規定により港湾工事のた めの調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる 者であることを証する。			
交付年月日	有効期間	発行機関名	発行機関印

第六号様式（第十八条関係）

（用紙の寸法は、日本標準規格B8とする。）

港湾法抜粋

(他人の土地への立入)

第五十五条の二 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。但し、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の立入は、所有者又は占有者の承諾があつた場合を除き、日出前及び日没後においては、してはならない。

4 第一項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(裏)

第十号様式(第三十八条関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。)

第 号

身 分 証 明 書

住 所

港湾法抜粋

(他人の土地への立入)

第五十五条の二 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。但し、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の立入は、所有者又は占有者の承諾があつた場合を除き、日出前及び日没後においては、してはならない。

4 第一項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(裏)

第十号様式(第三十八条関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。)

第 号

身 分 証 明 書

住 所

(表)

写

真

氏名
職名

年令

右は、港湾法第五十六条の五第一項の規定により同法第三十七条第一項（第四十三条の八第二項、第五十六条第一項）の規定による許可に係る行為に係る場所又は当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入ることができる者を証する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

(裏)

港湾法抜粋

(報告の徴収等)

第五十六条の五 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(表)

氏名
職名

年令

右は、港湾法第五十六条の五第一項の規定により同法第三十七条第一項（第四十三条の八第二項、第五十六条第一項）の規定による許可に係る行為に係る場所又は当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入ることができる者を証する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

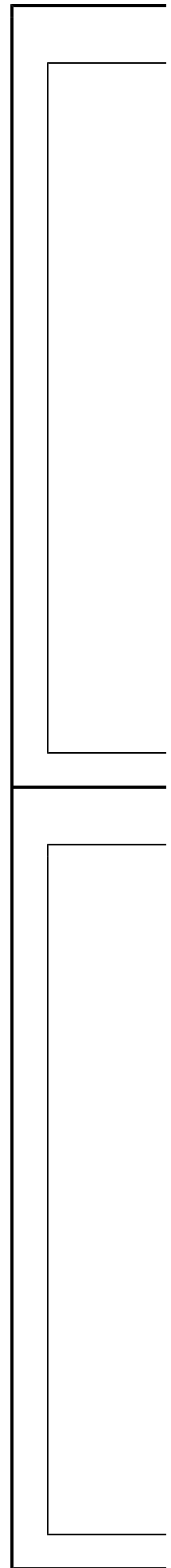
(裏)

港湾法抜粋

(報告の徴収等)

第五十六条の五 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。



○ 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（抄）（附則第三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三条及び第四条関係）	（略）	別表第一（第三条及び第四条関係）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	第二十四条の二第二項	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	第二十四条の二第二項
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	第五十六条の二の十第一項及び第五十六条の二の十六	（略）	（略）
海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）	第二十一条第一項及び第二項	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）	第二十一条第一項及び第二項
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）	（略）	別表第一（第五条及び第六条関係）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
建築士法	第二十条第一項	建築士法	第二十条第一項
港湾法	第五十六条の二の十六	（略）	（略）
海事代理士法	第二十一条第一項	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）	第二十一条第一項
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第三（第八条及び第九条関係）	（略）	別表第一（第八条及び第九条関係）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
国際観光ホテル整備法	第二十九条第二項	国際観光ホテル整備法	第二十九条第二項
港湾法	第五十六条の二の十第二項	（略）	（略）

船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
別表第四（第十条及び第十一条関係）	
国際観光ホテル整備法	第二十九条第二項
港湾法	第五十六条の二の十第二項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
(略)	(略)

船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
別表第一（第十条及び第十一条関係）	
国際観光ホテル整備法	第二十九条第二項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
(略)	(略)